

令和３年第３回氷川町議会定例会会議録（第３号）

令和３年６月１１日

午前１０時００分開議

於 議 場

１．議事日程（第３日目）

- 日程第 １ 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 ２ 承認第 ２号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 ３ 承認第 ３号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 ４ 議案第２５号 押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 ５ 議案第２６号 氷川町公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 ６ 議案第２７号 氷川町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第 ７ 議案第２８号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 ８ 議案第２９号 氷川町地区公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 ９ 議案第３０号 令和３年度氷川町一般会計補正予算（第１号）について
- 日程第１０ 諮問第 １号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第１１ 発議第 ３号 宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格に関する意見書について
- 日程第１２ 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第１３ 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第１４ 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

２．本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

３．出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番 西 尾 正 剛	２番 木 下 厚
３番 河 口 涼 一	４番 清 田 一 敏
５番 長 尾 憲二郎	６番 吉 川 義 雄
７番 上 田 俊 孝	８番 三 浦 賢 治
９番 上 田 健 一	１０番 松 田 達 之
１１番 片 山 裕 治	１２番 米 村 洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	平 山 早 苗	書 記	小 田 尊 之
-------	---------	-----	---------

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	太 田 篤 洋	総 務 課 長	濤 岡 美智代
企画財政課長	増 永 光 幸	税 務 課 長	岩 本 博 美
町 民 課 長	尾 村 幸 俊	福 祉 課 長	山 本 昭 義
農業振興課長	増 住 豪 二	農 地 課 長	前 崎 誠
建設下水道課長	星 田 達 也	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	橋 本 智 明	学校教育課長	西 田 美 子
生涯学習課長	荒 平 健 二	代表監査委員	島 田 博 行

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

日程第 1 各常任委員会の審査報告について

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

日程第 1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、片山裕治君。

○総務文教常任委員長（片山裕治君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会、審査報告。当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、承認 2 件、条例 4 件、予算 1 件であります。当委員会は 6 月 9 日、役場 2 階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

承認第 2 号、専決処分の報告及び承認についてでは、ふるさと氷川応援基金は特別会計の充当はできるのかの質疑に対し、ふるさと氷川応援寄附条例に基づき地場産業の育成、医療及び健康づくり、教育及び子育て支援、環境保全及び景観の維持、地区づくり、その他町長が認める事業の 6 項目に充当することができるとなっているため、特別会計への充当は考えておりませんと答えました。また、令和 2 年度最終的なふるさとの氷川応援積立額はの質疑に対し、1 億 2,340 万 4,000 円程度を見込んでおります。現在、最終確認を行っているところですと答えました。

採決の結果、全員賛成で承認すべきものと決しました。

承認第 3 号、専決処分の報告及び承認についてでは、氷川町税条例の固定資産税関係の具体的な改正内容はの質問に対し、令和 3 年度限りの措置として、新型コロナウイルス感染症により社会経済や住民生活環境が変化したことを踏まえ、負担調整措置などにより税額が増加する土地について、令和 2 年度の課税標準額に据え置くものと答えました。

採決の結果、全員賛成で承認すべきものと決しました。

議案第 25 号、押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでは、規則などは全部で何本の改正があっているのかの質疑に対し、規則及び要綱などの改正は 216 件で、押印廃止となった件数は 712 件ですと答えました。また、全ての書類について押印が不要になったのかの質疑に対し、一部必要なものはあるため担当課に確認していただきたいと答えました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 26 号、氷川町公園条例の一部を改正する条例についてでは、宮原防災公

園での管理体制はの質疑に対し、日頃利用される有志の方で宮原防災公園管理組合を設立され、週1回のトイレ清掃と除草作業4回をお願いする予定です。管理委託料は9カ月分で22万5,000円を計上しておりますと答えました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、氷川町災害対策本部条例の一部を改正する条例については、災害対策基本法の一部改正があったのはいつかの質疑に対し、平成24年に行われておりますと答えました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号、氷川町地区公園条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第1号）については、教育費公民館費の地区集会所施設等、建築費補助金はどこの地区の分かの質疑に対し、島地公民館のフローリングの張り替えと宮園公民館の和室をフローリングに改修する費用ですと答えました。

また、社会教育総務費の弁護士委託料について、どの程度の期間を見込んでいるのかの質疑に対し、1年ほどと聞いておりますと答えました。

また、町の文書規定により廃棄されている文書もあるため、証拠書類がないということではない主張をすべきではないかの質疑に対し、弁護士にその内容については伝えてあり、強く主張されるところですと答えました。また、委員からは、弁護士との協議を密に行い頑張してほしいとの意見がありました。

また、小学校費、中学校費の備品購入費が高額であるが、何を購入するものかの質疑に対し、感染対策等の学校教育活動継続支援事業として2分の1の国庫補助事業です。一校当たり補助上限額が40万円となっており、各校で必要な備品及び消耗品を購入するものなどですと答えました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に、産業建設厚生常任委員長、清田一敏君。

○産業建設厚生常任委員長（清田一敏君） 皆さん、おはようございます。産業建設厚生常任委員会審査報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、承認1件、条例1件、予算1件であります。

当委員会は6月9日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。

承認第2号、専決処分の報告及び承認については、児童福祉費、保育施設給付費補助金について、年度末に専決した理由は何かの質疑に対し、保育施設への給付額を計上すべきだったが、補助金申請の基準額を計上したため不足が生じたものと答えました。委員より専決はいろいろな事情でどうしても発生するが、極力専決とならないよう、できる部分は努力してもらいたいと意見がありました。担当課長は、今後チェックをしっかりとしていきたいと答えました。

採決の結果、全員賛成で承認すべきものと決しました。

議案第28号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例については質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第1号）についての歳出について、児童福祉費の子育て世帯生活支援特別給付金の対象者の条件と支給方法、PRはどうなっているかの質疑に対し、対象者は住民税均等割の非課税世帯と今年1月以降コロナの影響で非課税相当になった方です。支給は4月の児童手当特別児童扶養手当受給者は申請不要で口座に振り込み、非課税相当者は申請が必要です。周知はホームページ、広報誌、対象者への通知によりお知らせしますと答えました。

次に、予防費のワクチン接種対策について、委員より接種したい人が順調に接種できるような体制をとってもらいたいと意見があり、オンライン予約導入により申し込みの可能性は大きくなります。健康センターでの操作説明のサポート等を行い、周知にも力を入れていきたいと答えました。

次に、農業振興費、攻めの園芸生産対策事業費補助金の申し込み件数はの質疑に対し、今回はJA園芸部で取りまとめた申請で、露地野菜の強化型単棟育苗ハウスですと答え、委員よりハウス事業は今後も申し込みがある。自然災害が多発している中で災害に強い対策を取ってもらいたいと意見がありました。

次に、商工業振興費の営業時間短縮要請協力金事業の対象店舗はどのような業種かの質疑に対し、飲食業で午後9時以降も営業している店舗で、午後9時までの時間短縮要請に対応した事業者ですと答え、協力金の支払いまで数カ月かかると聞いたが、支給までに経営持続できるような支援は検討していないのかの質疑に対し、町独自の事業継続応援金があるので活用していただきたいと答えました。委員より厳しい経営をされていると思うので支障がないように配慮願うと意見がありました。

次に、道路新設改良費3路線の工事請負費の内容はの質疑に対し、島地松本橋線は幅員の拡幅で地区要望、北川反甫北鹿野線は、竜北中学校入口より東側の歩道拡幅で、道路整備計画川原鹿島西網道線は、西部小学校から南鹿野の地区への道路改

良で道路整備計画によるものと答え、委員より道路整備は町民よりいろいろな声を聞くので工事路線が決定したならば、優先理由もきちんと説明してもらいたいと意見がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、産業建設厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 質疑というよりも、もう少し説明をお願いしたいと思います。

議案第26号、宮原防災公園の管理体制について、報告では週1回のトイレ清掃と除草作業4回をお願いする予定というふうになっていますが、この4回というのは年に4回なのか、月4回なのか、週4回というのはあり得ないと思いますが、そこだけちょっと詳しく、審議されていると思いますので、お聞かせください。

○議長（米村 洋君） 総務文教常任委員長、片山裕治君。

ちょっと暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時14分

再開 午前10時21分

—————○—————

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務文教常任委員長（片山裕治君） 吉川議員の質問にお答えします。管理委託料は9カ月分の計上であります。よろしいでしょうか。

○6番（吉川義雄君） 分かりました。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第2 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（米村 洋君） 日程第2、承認第2号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、委員長報告のとおり承認されました。

-----○-----

日程第3 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

○議長（米村 洋君） 日程第3、承認第3号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、承認第3号は、委員長報告のとおり承認されました。

-----○-----

日程第4 議案第25号 押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（米村 洋君） 日程第4、議案第25号、押印廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第26号 氷川町公園条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第5、議案第26号、氷川町公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第27号 氷川町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第6、議案第27号、氷川町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第28号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第7、議案第28号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第29号 氷川町地区公園条例の一部を改正する条例について

○議長（米村 洋君） 日程第8、議案第29号、氷川町地区公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第30号 令和3年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（米村 洋君） 日程第9、議案第30号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（米村 洋君） 日程第10、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について

を議題とします。

これから質疑を行います。諮問第1号について、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第1号を採決します。

本件は適任者として推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、諮問第1号は、適任者として推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第11 発議第3号 宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格に関する意見書について

○議長（米村 洋君） 日程第11、発議第3号、宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

清田一敏君。

○4番（清田一敏君） おはようございます。

発議第3号 令和3年6月11日 氷川町議会議長 米村洋様

提出者 氷川町議会議員 清田一敏

賛成者 氷川町議会議員 三浦賢治

宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格に関する意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページをご覧ください。宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格に関する意見書（案）。

道路は地域住民の生活や経済活動の発展に寄与する重要なインフラであります。平成28年3月に全線開通した通称宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路は、地域活性化、主要都市との連携促進、高度医療機関への搬送時間短縮、災害時の代替道路の確保、観光・産業等の活性化等々に主旨、宇城地域、八代地域の広域的な発展に必要不可欠な道路として、その重要な役割を担っているところです。

また、幹線道路網と災害拠点を結ぶ路線であり、平成２８年の熊本地震の際にも復旧・復興のための人流・物流の緊急輸送道路として効果が大いに発揮されるなど、その重要性の高さが伺えます。

利用車両台数を見ますと、国道３号交差点で１日約４,３５０台、スマートインターチェンジ入口交差点で１日５,２７０台、主要地方道小川嘉島線交差点で１日３,９５０台が通過し、スマートインターチェンジの利用数は１日２,３００台、いずれも令和元年１２月時点です。となっており、想定した交通量を大きく上回る高い需要があることが分かります。

この道路は、国道３号と主要地方道小川嘉島線の連絡道路として、広域高速道路網及び広域幹線道路網を連結する重要な幹線でありながら、宇城市道学校稲川線、東小川環線と氷川町道吉本本山線からなっており、その管理体制は合理性に欠けることが懸念されます。本路線を同一路線として一元的に管理し、広域交通ネットワークの特性を十分に生かした利活用をすることで、利用者の安全で円滑な通行の確保が図られ、地域の発展に大きく貢献できる県道としての役割を十分に発揮できる道路であると確信しております。

以上のことから、下記要望事項につきまして、地方自治法第９９条の規定による意見書として提出いたします。

記１ 宇城氷川スマートインターチェンジアkses道路、宇城市道学校稲川線、東小川環線及び氷川町道吉本本山線を県道に昇格すること。

令和３年６月１１日 熊本県知事 蒲島郁夫様

熊本県氷川町議会議長 米村洋

以上です。よろしくお願いします。

○議長（米村 洋君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第３号を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、発議第３号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第１２ 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第１２、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第１３ 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第１３、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました請願に関する事項及び調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第１４ 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 日程第１４、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

-----○-----

○議長（米村 洋君） 町長から閉会に当たっての挨拶の申し出があります。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思っています。

本定例会に提案をいたしました全議案等につきまして慎重にご審議をいただき、それぞれ可決、承認をいただき、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症予防ワクチンの集団接種が今日から始まります。誤接種等がないよう、慎重を期して対応してまいりたいというふうに思っております。

また、64歳以下のワクチン接種につきましては、接種予約を3段階に分けて行いたいというふうに考えておりまして、基礎疾患を有する方を6月29日から開始をし、50歳から64歳を7月6日から、16歳から49歳を7月13日から、それぞれ1週間ずつずらして予約を行いたいというふうに思っております。その後、順次接種を実施しまして、10月上旬までには2回接種を完了する予定といたしております。なお、12歳から15歳の接種につきましては、今後、時期及び接種方法を検討してまいります。

去る5月6日の議会、全員協議会で説明をいたしました、氷川警察署跡地の活用にかかわる令和3年度共生社会実現に向けた住宅セーフネット機能強化推進事業、公営住宅に関わるPPP・PFI導入推進事業につきましては、全国から23件の応募がございました。うち9件の事業採択を決定した旨、国土交通省住宅局より通知があり、氷川町の事業につきましても採択を受けましたのでご報告いたします。

本定例会において、一般質問のありました下水道事業会計の経営改善及び安定化につきましては大変重要な課題でありますので、公営企業会計に精通した人材を確保し、その会計の移行と接続率の向上を図りたいと考えておりまして、7月1日をめどに人材の選考を進めているところであります。

また、ただいま宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格につきまして、議会のほうでの意見書の採択がございました。大変心強い採択でありまして、すでに宇城市長連名で、県のほうには町からも要望書を提出してるところでありまして、今後を追従して後押しをしていただけることに、大変感謝をしているところであります。執行部、議会、一緒になりまして、この県道昇格につきまして

はぜひ取り組んでいきたいというに思っておりますので、今後ともご支援をいただきたいというふうに思います。

なお、本定例会でいただきました意見等につきましては、町政運営の参考にさせていただきますとともに、事務事業の執行に際しましては、私を含め職員一同、緊張感を持って取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、さらなるご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

なお時節柄、どうぞ健康管理には十分注意をされまして、今後ともそれぞれご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、御礼の言葉といたします。

○議長（米村 洋君） 会議を閉じます。

令和３年第３回氷川町議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前１０時４０分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日 氷川町議会議長 米 村 洋

令和 年 月 日 氷川町議会議員 河 口 涼 一

令和 年 月 日 氷川町議会議員 清 田 一 敏